

電 気 供 給 実 施 要 綱

(特 別 高 圧)

自 家 発 補 給 電 力 A

2026 年 11 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1	適用条件	1
2	季節区分	1
3	契約電力	1
4	料 金	2
5	契約超過金	3
6	計 量	3
7	電気の使用	3
8	使用の判定	3
9	最大需要電力	4
10	使用電力量の算定	4
11	そ の 他	4
	附 則	6
	別 表	7

自家発補給電力 A

1 適用条件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は2,000キロワット以上（常時供給分とあわせて契約する場合は、この実施要綱の契約電力と常時供給分の契約電力との合計が、原則として2,000キロワット以上といたします。）といたします。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等は除きます。

- (3) 火力発電設備を有するお客さまが、大気汚染防止法等関係諸法令によって発電設備の出力を抑制したときに不足電力の補給にあてるためのものは、この実施要綱の適用の対象とはいたしません。
- (4) 水力発電設備を有するお客さまが、渇水時に不足電力等の補給にあてるためのものは、この実施要綱の適用の対象とはいたしません。

2 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (2) その他 季

夏季以外の期間をいいます。

3 契約電力

- (1) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。
- (2) (1)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

イ 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量からお客さまの予備発電設備の容量を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

- ロ 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合
 お客さまの発電設備の容量から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値
- ハ イおよびロにより契約電力を決定する場合は、あらかじめ次の資料をお客さまに提出していただきます。
- (イ) 予備発電設備が設置されている場合は、その定格出力および運転方法等
- (ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合は、遮断される負荷設備の明細および遮断方法等

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次によって算定した値の 10 パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、その 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,076 円 30 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,054 円 30 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）または定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 79 銭	19 円 66 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 39 銭	19 円 30 銭

ロ イ以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 87 銭	22 円 47 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 38 銭	22 円 02 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

5 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、標準約款 25（契約超過金）にかかわらず、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし、その値を 10 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

6 計 量

常時供給分とあわせて契約する場合のこの実施要綱による使用電力量および最大需要電力は、原則として常時供給分と同一計量することといたします。

7 電気の使用

- (1) お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて当社へ文書により通知していただきます。この場合、できる限り夏期をさけて実施していただきます。
なお、その実施の時期を変更される場合には、その 1 月前までに当社に通知していただきます。
- (2) お客さまがこの実施要綱により電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

8 使用の判定

- (1) その 1 月における 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえた場合は、発電設備の運転に関する記録その他客観的にみてこの実施要綱による電気の使用をされていないことが明らかなときを除き、この実施要綱による電気の使用がなされたものといたします。
- (2) その 1 月における 30 分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえなかった場合は、お客さまがこの実施要綱による電気の使用について申出されたときであっても、この実施要綱による電気の使用はされなかったものとし、常時供給分による使用として取り扱います。

9 最大需要電力

この実施要綱により電気を使用されたときは、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力とこの実施要綱の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因がこの実施要綱の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分とこの実施要綱との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

10 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、この実施要綱による電気の供給時間中に計量された使用電力量から、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めた基準の電力にこの実施要綱による電気の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、使用電力量の算定上、この実施要綱による電気の供給時間は、使用開始および使用休止の時刻を毎正時または毎時30分とみなして算定いたします。

- (2) 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。ただし、いずれを基準とするかはお客さまと当社との協議によりあらかじめ決定しておくものとし、この実施要綱による電気の使用のつど選択することはできません。

なお、基準の電力の算定にあたり次のイ、ロまたはハによりがたい場合は、お客さまと当社との協議によりイ、ロまたはハに準じて決定いたします。また、常時供給分の使用電力量の算定を日区分別または時間帯区分別で行なう場合は、基準の電力についても、常時供給分の日区分別または時間帯区分別に算定することといたします。

イ この実施要綱による電気の使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ロ この実施要綱による電気の使用の前3月間における常時供給分の平均電力

ハ この実施要綱による電気の使用の前3日間における常時供給分の平均電力

- (3) この実施要綱による継続した使用期間を通算してこの実施要綱の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、この実施要綱の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計をこの実施要綱の使用電力量といたします。

- (4) 使用電力量の区分

この実施要綱の使用電力量は、原則としてこの実施要綱の最大需要電力にこの実施要綱の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

11 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録およびお客さまの発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

- (2) この実施要綱によって電気を使用されたときの常時供給分のその1月の最大需要電力は、次のイまたはロのうち、いずれか大きい値といたします。

イ この実施要綱の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から、9(最大需要電力)により定めた最大需要電力を差し引いた値

- ロ この実施要綱の供給時間以外における 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍した値
- (3) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 実 施 期 日

この実施要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費調整

標準約款別表 2（燃料費等調整）(2) ロに定める基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
-------------	----------

(2) 市場価格調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(3) ロに定める市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 4 厘
-------------	----------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(4) ロに定める離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----